

新規上場申請のための四半期報告書

(第17期第1四半期)

自2020年12月1日

至2021年2月28日

株式会社GRCS

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	3
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	5
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	6
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	6
(5) 大株主の状況	6
(6) 議決権の状況	6
2 役員の状況	6
第4 経理の状況	7
1 四半期財務諸表	8
(1) 四半期貸借対照表	8
(2) 四半期損益計算書	10
第1 四半期累計期間	10
2 その他	14
第二部 提出会社の保証会社等の情報	15

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2021年10月14日
【四半期会計期間】	第17期第1四半期（自 2020年12月1日 至 2021年2月28日）
【会社名】	株式会社GRCS
【英訳名】	GRCS Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐々木 慈和
【本店の所在の場所】	東京都千代田区五番町1番9号
【電話番号】	03(6272)9191
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 田中 郁恵
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区五番町1番9号
【電話番号】	03(6272)9191
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 田中 郁恵

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期 第1四半期累計期間	第16期
会計期間	自2020年12月1日 至2021年2月28日	自2019年12月1日 至2020年11月30日
売上高 (千円)	378,221	1,431,849
経常利益 (千円)	16,385	22,476
四半期(当期)純利益 (千円)	15,063	46,396
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	50,000	50,000
発行済株式総数 (株)	1,159,000	1,159,000
純資産額 (千円)	125,928	110,865
総資産額 (千円)	550,754	599,437
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	13.00	40.03
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	22.9	18.5

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 1株当たり配当額については、当社は配当を実施していないため記載しておりません。
6. 当社は、第16期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第16期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っていません。

(1) 財政状態に関する説明

(資産)

当第1四半期会計期間末の資産合計は、前事業年度末に比べ48,683千円減少し、550,754千円となりました。これは主に、受注拡大により売掛金が22,634千円増加した一方で、消費税の支払いや従業員への賞与支払い等により現金及び預金が62,035千円減少したことによるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末の負債合計は、前事業年度末に比べ63,747千円減少し、424,825千円となりました。これは主に、消費税の支払いにより未払消費税等が28,343千円、従業員賞与等の支払いにより未払費用が21,846千円、金融機関への借入返済が進み長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）が16,266千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末の純資産合計は、前事業年度末に比べ15,063千円増加し、125,928千円となりました。これは四半期純利益の計上により利益剰余金が15,063千円増加したことによるものであります。

以上の結果、自己資本比率は22.9%（前事業年度末18.5%）となりました。

(2) 経営成績に関する説明

当第1四半期累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経済環境が続く中、経済政策等の効果により一部では企業収益の持ち直しが見られました。しかしながら、再び緊急事態宣言が発令され経済活動の制限を受けるなど、感染症拡大の収束時期の見通しは立っておりません。依然として先行きは不透明な状況にあり、さらなる経済の下振れリスクに注意する必要があります。

当社が属するGRC及びセキュリティ業界においては、巧妙で執拗なサイバー攻撃による不正アクセスやマルウェア感染による情報漏洩が多発し、企業を取り巻くリスクはさらに複雑化・多様化する一方です。さらにテレワーク等働き方の変化やDXの進展に伴い、企業だけでなく個人にもリスクの及ぶ範囲は大幅に拡大しています。

このような環境の下、当社はビジネスにおけるルールやリスクに対応するためのテクノロジーとして、2009年より欧米のグローバル企業を中心に広がるITを活用したリスク管理手法「GRC（ガバナンス・リスク・コンプライアンス）」のノウハウを活かしたセキュリティ及び管理ソリューションを提供しております。売上拡大のための専門コンサルタントの確保や組織体制の整備、稼働率のタイムリーな把握等、組織の効率的な運用に努め、併せて、自社プロダクトの販売促進、当社ソリューションの認知度向上に注力し、受注拡大に努めました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の経営成績は、売上高378,221千円、営業利益18,048千円、経常利益16,385千円、四半期純利益15,063千円となりました。

なお、当社はGRCソリューション事業の単一セグメントであり、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載した会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

(注) 2021年8月5日開催の臨時株主総会決議により定款変更を行い、発行可能株式総数は4,600,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年2月28日)	提出日現在発行数(株) (2021年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,159,000	1,159,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株であります。
計	1,159,000	1,159,000	—	—

(注) 2021年8月5日開催の臨時株主総会決議により定款変更を行い、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権（2021年2月26日開催の定時株主総会及び取締役会）

決議年月日	2021年2月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 56
新株予約権の数（個）※	35,800（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 35,800（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	2,000（注）2
新株予約権の行使期間 ※	2023年3月1日～2031年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,000 資本組入額 1,000
新株予約権の行使の条件 ※	①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役または従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社の取締役の任期満了による退任、当社の従業員の定年による退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 ②新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 ③新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。 ④新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）3

※新株予約権の発行時（2021年2月28日）における内容を記載しております。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が組織再編行為をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対しては、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権を交付することとする。その際の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2020年12月1日～ 2021年2月28日	—	1,159,000	—	50,000	—	—

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2021年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,159,000	1,159,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、当社は単元株制度は採用していません。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,159,000	—	—
総株主の議決権	—	1,159,000	—

(注) 2021年8月5日開催の臨時株主総会決議により定款変更を行い、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式(その他)の議決権の数は11,590個、総株主の議決権の数は11,590個となっております。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2020年12月1日から2021年2月28日まで）及び第1四半期累計期間（2020年12月1日から2021年2月28日まで）に係る四半期財務諸表について、仰星監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年11月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	254,214	192,179
売掛金	250,459	273,094
仕掛品	6,451	5,428
前渡金	16,802	12,894
前払費用	8,819	7,601
未収還付法人税等	2,974	3,834
その他	785	184
流動資産合計	540,507	495,217
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	4,806	4,639
工具、器具及び備品（純額）	680	641
有形固定資産合計	5,486	5,281
無形固定資産		
ソフトウェア	12,500	11,046
無形固定資産合計	12,500	11,046
投資その他の資産		
長期前払費用	3,608	3,476
繰延税金資産	23,641	22,039
差入保証金	13,692	13,692
投資その他の資産合計	40,942	39,208
固定資産合計	58,930	55,536
資産合計	599,437	550,754

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年11月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	61,143	49,715
1年内返済予定の長期借入金	70,620	72,009
未払費用	97,324	75,477
未払法人税等	—	50
未払消費税等	53,744	25,401
前受金	40,310	34,080
預り金	5,097	11,738
賞与引当金	—	13,675
流動負債合計	328,240	282,148
固定負債		
長期借入金	156,641	138,986
資産除去債務	3,690	3,691
固定負債合計	160,331	142,677
負債合計	488,572	424,825
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	14,469	14,469
利益剰余金	46,396	61,459
株主資本合計	110,865	125,928
純資産合計	110,865	125,928
負債純資産合計	599,437	550,754

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2020年12月1日 至 2021年2月28日)
売上高	378,221
売上原価	289,526
売上総利益	88,694
販売費及び一般管理費	70,646
営業利益	18,048
営業外収益	
受取利息	1
その他	0
営業外収益合計	1
営業外費用	
支払利息	912
為替差損	619
その他	132
営業外費用合計	1,663
経常利益	16,385
税引前四半期純利益	16,385
法人税、住民税及び事業税	△279
法人税等調整額	1,602
法人税等合計	1,322
四半期純利益	15,063

【注記事項】

(追加情報)

(会計上の見積りに対する新型コロナウイルス感染症の影響)

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の「（追加情報）（会計上の見積りに対する新型コロナウイルス感染症の影響）」に記載した新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について、重要な変更はありません。

なお、この仮定は不確実性が高く、今後の感染症拡大状況により経済活動の制限等を受けた場合は、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

当第1四半期累計期間
(自 2020年12月1日
至 2021年2月28日)

減価償却費 1,659千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間（自 2020年12月1日 至 2021年2月28日）

当社はGRCソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2020年12月1日 至 2021年2月28日)
1株当たり四半期純利益	13円00銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	15,063
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	15,063
普通株式の期中平均株式数(株)	1,159,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第2回新株予約権 新株予約権の数 35,800個 (普通株式 35,800株)

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 第3回新株予約権の発行

当社は、2021年7月9日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づき、時価発行新株予約権信託の受託者であるコタエル信託株式会社に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

新株予約権の割当日	2021年7月16日
新株予約権の数	63,500個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	63,500株
新株予約権の発行総額	317,500円(1個当たり5円)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,000円
新株予約権の行使期間	自 2023年3月1日 至 2031年7月15日
新株予約権の行使により新株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の割当対象者及び割当個数	受託者コタエル信託株式会社 63,500個(注2)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、2022年11月期から2026年11月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された経常利益が、以下の各号に定める水準を超過した場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定められている割合(以下、「行使可能割合」という。)を上限として、本新株予約権を行使することができる。
- (a) 経常利益が300百万円を超過した場合：行使可能割合50%
 - (b) 経常利益が500百万円を超過した場合：行使可能割合80%
 - (c) 経常利益が1,000百万円を超過した場合：行使可能割合100%

なお、上記における経常利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該事由が発生した日以降残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
- (a) 1,740円(ただし、株式分割等の事由が生じた場合には適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)
 - (b) 1,740円(ただし、株式分割等の事由が生じた場合には適切に調整されるものとする)を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1,740円(ただし、株式分割等の事由が生じた場合には適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)

- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が1,740円（ただし、株式分割等の事由が生じた場合には適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役、もしくは従業員または顧問もしくは業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役職員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

2. 単元株制度の採用

当社は、2021年8月5日開催の臨時株主総会において、定款の一部を変更し、単元株制度を採用することを決議いたしました。単元株制度の採用により、普通株式の単元株式数を100株としております。

3. 発行可能株式総数の変更

当社は、2021年8月5日開催の臨時株主総会において、定款の一部を変更し、発行可能株式総数を変更することを決議いたしました。当該変更により、発行可能株式総数を、上限となる発行済株式数の4倍以内である4,600,000株としております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

株式会社GRCS
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所
指定社員
業務執行社員

公認会計士

伊山 俊一

指定社員
業務執行社員

公認会計士

原 伸夫

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社GRCSの2020年12月1日から2021年11月30日までの第17期事業年度の第1四半期会計期間（2020年12月1日から2021年2月28日まで）及び第1四半期累計期間（2020年12月1日から2021年2月28日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社GRCSの2021年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の

四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上